

令和3年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

要望1
障がいのある方へのワクチン接種について
理由
今般、新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種において、障がいがある方への接種が充分進んでいる状況ではありません。安心安全に暮らすためには、ワクチン接種が必要となりますが、障がいのある方の中には、ワクチン接種の行為自体に支援が必要としている人が多く存在しています。介護施設等で実施された、慣れた環境でのワクチン接種は、障がいのある方にも安心感を持っていただくことができ、ワクチン接種時には、事業所の職員の支援も受けやすい状況であると思われます。今後も同様な状況が発生した際に、ワクチン接種等の支援が必要な方の支援方法について、今後の具体的な支援方法についての検討が必要です。 ワクチン接種困難者に対しての支援について、障がい者支援専門部会から発信した、港区区政会議への意見に対して、医療機関との調整を支援していただけるとの回答をいただいておりますが、そのように対応していただけることについて、本人や家族を含めた当事者や、支援関係者へ広く周知してください。
回答
各障がい者施設・支援者の方々におかれましては、障がいのある方への新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関して、日々ご尽力いただいていることと存じます。 障がいのある方は基礎疾患をお持ちの方も多く、本人や家族が罹患された際には重症化のリスクや介護者の不在など様々な問題があり、不安な生活を送られているという状況があります。 障がいのある方がスムーズにワクチン接種を行うためには、派遣医師による障がい者施設でのワクチン接種や接種会場へのアクセス方法、接種時における対応など障がいの特性に応じた接種体制の確立と柔軟な対応が必要だと考えています。 今後も同様の状況が発生した際に障がいのある方が安心してワクチン接種が行えるよう障がいに特化した接種体制の整備を福祉局に対して要望します。 また、ワクチン接種に関する医療機関との調整については、区として出来る限り支援するとともに、様々な機会を通して発信していきます。
港区役所保健福祉課

要望 2

地域包括ケアシステムの構築に向けて

理由

『地域包括ケアシステムは、もともとは介護保険制度の考え方で、高齢者を主体に考えられてきましたが、障がいのある人も地域で普通に暮らし、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指していることには変わりなく、障がい者も含めた地域包括ケアシステムの構築を目指すべきだと考えていること、港区として地域医療拠点病院である大阪みなと中央病院には、1日24時間1年365日休みなく介護・支援に当たっておられる方々が安心できるように、可能な限り、常時医療的ケアを要する重度の身体障がい者のレスパイト入院や家族・支援者が急病等の緊急時には短期の受入れをしていただけるよう協議していく』とお示しいただきましたが、今後もこの地域協議会を継続して実施すること、その際に介護領域や障害福祉の領域からも関係者の参画ができるようにし、建設的な議論の蓄積が必要であると思います。地域ケアシステムの構築だけではなく、港区の地域医療システムを充実させていくためには、この地域協議会を定期開催、活性化していく事が重要です。また、精神障がい者も含めたすべての障がい者を対象として、地域包括ケアシステムの構築を積極的に進めて行くことと併せて、2次救急指定の、みなと中央病院だけでなく、かかりつけ医や1次救急の受け入れである地域医療との一体とした取り組みを強化していく事で、港区における地域包括ケアシステムの充実を図ることができると思います。そのためには、障がい者自立支援協議会においても医師会などの一般診療を行う医療機関との連携が図れるような仕組みを作っていく事ができるよう支援をお願いいたします。

回答

障がいのある方やそのご家族が地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指すためには、港区の地域医療拠点病院である「大阪みなと中央病院」との連携・協力は不可欠だと考えています。重度障がい者のご家族の中には、常時介護にあたられている方もおられ、その方々の休息や負担軽減を図っていかねばなりません。

大阪みなと中央病院に対しては、医療的ケアが必要な重度障がい者のレスパイト入院や介護者の急病等の緊急時には短期の受入れをしていただけるよう提案しており、今後も引続き協議していきます。また、大阪みなと中央病院との地域協議会の定期開催や介護・障害福祉の関係者も協議会へ参画できるよう働き掛けていきます。

さらに、港区における地域包括ケアシステムの充実を図るうえでは、地域医療拠点病院だけではなく、身近な医療機関や地域、行政など関係者のネットワークの構築が重要だと考えます。医師会との連携の在り方も含め、障がい者地域自立支援協議会等の中で共に検討しながら、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組みます。

港区役所保健福祉課

要望3
地域防災の具体的な体制整備について
理由
近年、台風による風水害や、地震など大規模災害が多発しており、また感染症による避難の困難さなどの課題が山積となっている。具体的な避難行動計画の検討や周知が十分に出来ていない現状であり、災害発生時には混乱をきたすことが予想されます。大阪市災害時要援護者名簿への登録該当者には一定の要件があり、該当しない方は区独自の判断となっているが、周知が十分にされておらず、該当しない方への合理的配慮や具体的な避難行動計画を区として検討し確立していかなければなりません。重度障がい者や手帳の未取得者の中には福祉サービスとのつながりや社会との接点も少なく、情報収集が十分に出来ない方も多く存在します。災害時における情報収集や避難行動についての具体的な方法と情報提供が出来るよう整備を進めていくため、障がい者自立支援協議会や区政会議、他分野との連絡会議等インクルーシブ防災へとつながる体制強化を図って頂くよう強く求めます。また、大阪市災害時要援護者名簿の対象者拡充が必須だと考えていますが、運用上難しい場合は、制度の狭間にいる非該当者への合理的配慮が十分に行われるよう、体制整備や他の制度利用促進などの丁寧な情報提供と周知を求めます。令和2年度については、コロナ禍という事情もあり、避難訓練についての情報が見つからず、参加する事が出来ませんでした。災害時に迅速かつ安全に避難出来るように、避難訓練参加の機会を設けてください。同時に、避難時の合理的配慮が必要な方々への理解として、「あいサポート運動」等の活用や障がい理解の周知啓発、研修の機会を設けていただくよう要望します。
回答
平成30年に発生した災害では、安否確認人員不足や安否確認の重複などの課題があったことから、港区では、日常の見守り活動を行う団体（町会、民生委員、ネットワーク委員等）と自主防災組織（地域防災リーダー等）が連携して、災害時に避難行動要支援者を地域ごとに的確に支援できる体制づくりに取り組んでいます。 また、障がい者の方の地域の防災活動（防災学習会、避難所開設訓練）への参加を促進するとともに、具体的な避難行動や情報等をお伝えできるよう方法等について、港区障がい者地域自立支援協議会の皆さまとも検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。 なお、各地域において防災を担う方々へ、港区障がい者地域自立支援協議会の研修や各種障がい関連の情報を積極的に提供し、災害時における合理的配慮が必要な方への理解が促進するよう努めます。
港区役所協働まちづくり推進課 港区役所保健福祉課

要望 4

弁天町交差点 EV の早期設置

理由

国道 43 号線の弁天町駅前交差点地下道にエレベーターを設置する件について、区政会議等にて、具体の進捗についての報告が予定されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、現時点での進捗について十分に周知・公開されているわけではありません。今後エレベーターの設置がこれ以上先延ばしとならないよう、その都度分かりやすく丁寧に工事予定のタイムスケジュールや進捗についての情報公開に努めてください。

また、現在南西側交差点から大阪メトロ弁天町駅の改札階へのアプローチについて、エレベーターの使用が難しい状態です。港交流会館が完成し、会館のエレベーターが使用できるようになるまで、階段の使用が難しい方に関しては、みなと中央病院のエレベーターを使用できるよう、みなと中央病院との継続した交渉を要望します。

回答

国道 43 号線の弁天町駅前交差点地下道へのエレベーター設置につきましては、今年度は埋設物件の移設に係る関係機関との調整を進め、現在、電線共同溝の移設工事に着手しており、エレベーターの土木本体工事につきましては、来年度より発注を進め、早期完成を目ざして事業を進めています。

本事業につきましては、弁天町駅周辺のバリアフリー化の「交通バリアフリー弁天町地区連絡調整会議」内容として区のHPで情報発信しておりますが、今後も工事予定のタイムスケジュールや進捗につきまして、設置者であります国土交通省大阪国道事務所と連携し、区のHPや広報紙等で情報発信してまいります。

また、大阪みなと中央病院のエレベーターの使用につきましては、病気の方や健康に問題を抱える多くの方が利用する病院において、衛生環境の保全、管理上の問題から通行目的で不特定の方々の往来は、今般の新型コロナウイルス感染状況からも難しい状況です。

しかしながら、ご要望の趣旨を大阪みなと中央病院にお伝えし、車いすの方など階段の使用が難しい方から通行の申し出等を受けた場合には、出来る限り配慮いただくようお願いしています。以上、事情をご賢察のうえ、ご理解ください。

港区役所総務課

要望 5
障害者虐待防止法、障害者差別解消法の更なる周知啓発について
理由
法施行後、地域での体制の整備や、周知啓発について、様々な取組みが推進されておりますが、十分とは言えず全ての人の権利が十分に擁護されているわけではありません。令和3年度は、港区障がい者専門部会、港区障がい者地域自立支援協議会として、保健福祉課と共同して、『障害者虐待防止法』『障害者差別解消法』の周知の状況と、相談、通報先の把握についての実態調査の実施を検討しています。その実態調査についての積極的なご協力とご支援を継続して要望します。 また、虐待通報後の経過報告や情報の共有がなく、養護者支援や各専門分野との連携など再発防止に向けた環境整備が難しいケースが多くあります。虐待通報後も地域ケアは継続するため、行政との役割分担や連携が必須と考えます。改めて、行政と区民の役割を明確にし、通報後の流れとその後の地域ケアに対する重要性の理解を深める検討の場の設置を求めます。
回答
港区では、障がい者・高齢者虐待についての知識を普及啓発し、虐待の予防や早期発見、権利擁護の取組みを周知するために、区民を対象にした「障がい者・高齢者権利擁護講演会」を毎年開催しています。また、主な通報者であるケアマネジャーや相談支援専門員向けの研修会の開催や、「広報みなと」特集号において障がい者・高齢者虐待に関する記事を掲載し、周知啓発に努めています。 しかしながら、ご指摘いただいたとおり「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の理解が十分に浸透しているとは言えず、今後、港区障がい者地域自立支援協議会と共同して調査を進め、実態を把握したうえで今後の周知啓発に生かしていきたいと考えています。 また、虐待通報後の情報共有に関して、地域でのケアが継続することは十分理解していますが、当事者に対して行った支援や収集した情報は、個人情報保護の観点から通報者にお答えすることができません。区では、虐待対応後の具体的な対応計画を策定するためのコアメンバー会議を開催し、その後、必要に応じて障がい福祉サービス事業者や民生委員等のメンバーを招集して開催する個別ケース会議の中で、具体的な支援方法、役割分担やその進捗管理の方法を決定しています。 今後は、各種研修会において虐待対応の流れを共有しながら理解の浸透を図り、また、広報紙にも掲載することで広く周知に努めます。
港区役所保健福祉課

要望 6

相談支援専門員から、ケアマネジャーへの引継ぎをスムーズに行えるような方法の検討について

理由

現在、障がい福祉の領域では、障がい者ご自身の高齢化と、そのご家族の高齢化が大きな課題となっています。高齢化の課題の一つとして、特に 65 才を契機に、障がい福祉サービスに優先して介護保険サービスを利用することが制度の基本となっていることがあります。それまで障がい福祉サービスの利用を前提としたそれぞれの生活が、介護保険に切り替わることにより、利用するサービスについて質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない状況が発生しています。また、介護保険では、ケアマネジャーが介護保険サービス利用のケアプランを作成することになっていますが、相談支援専門員との役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念されています。障がいのある方が、介護保険サービスを優先して利用する必要が生じたときに、その人に関わる全ての人が正確な制度や仕組みを理解し、これまでと同じ生活を続けて行くことができるように、今後も、最新の情報の発信や、共有の仕組み、関係者(ケアマネ連絡会等)による連携の支援をしてください。

回答

これまで障がい福祉サービスを利用されてきた方が、介護保険サービスに移行する場合には、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有し連携していくことが重要だと考えています。

区においても相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身等の状況を考慮した障がい福祉サービスの提供ができるように努めており、介護保険の適用となった利用者が介護保険サービスの支給量・内容では必要と認められるサービスが十分に確保できない場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの支給決定を行っています。

これまでも港区内のケアマネジャーに対して、障がい福祉サービスと介護保険サービスとの違いや 65 歳到達時における注意点などの研修会を開催してきましたが、今後も引続き相談支援部会やケアマネポートなどを利用し勉強会の開催や情報発信に努め、両者が相互に連携して利用者を支援していけるよう、区としても体制づくりを支援します。

また、制度が変わっても安心して生活を送っていただけるよう、両制度についての情報発信や研修会の開催、支援者同士の連携が図れる体制づくりを福祉局に要望します。

港区役所保健福祉課

要望 7
ICT を活用した支援体制の構築について
理由
新型コロナウイルス感染症の影響により、障がいのある方に対する緊急的、臨時的な支援や支援体制を検討する会議の開催が困難な事態が発生しています。行政と民間団体が障がい者福祉を連携して進めるにあたり、行政が中心となって ICT を活用したシステムの構築や活用方法の検討、周知啓発を行うことが重要だと考えています。また、区役所においては、各種会議の中止や書面による開催に変更されていますが、積極的に ICT を活用したりリモート会議の開催や動画配信による情報提供など様々な手法を検討し、障がいのある方等に対して継続的な支援ができる仕組みを構築されるよう要望します。 また、実際の相談支援の現場においても、ICT を利用した支援が、有効であることが確認されています。コロナ禍において、感染不安のため、特に重度の身体障がいがある方や、そのご家族には、以前のように外出することや通所サービスを利用することに不安を感じられている方も多くあり、それらの方を支援するツールとしての ICT はとても有効です。在宅障がい者に対する、支援方法の一つとして、ICT をさらに拡大、活用できるように支援を求めます。また、障がい者に対する相談支援の方法として、ICT の利用について、<u>(事業運営上も、報酬を付与されるなどの)</u>適切な評価を求めます。
回答
新型コロナウイルス感染症の影響により、港区障がい者地域自立支援協議会を始め各種会議や研修会が中止され、利用者や支援者の方々に大変ご不便をお掛けしました。障がいのある方への支援を行うにあたり、行政と民間事業者が連携し検討していく場は必要であり、昨今の新型コロナウイルス感染症がまん延する非常事態においては、特にその役割は重要であると認識しています。現在、区として積極的にオンライン会議等の導入や動画配信による情報提供に努めているところではありますが、今後も引き続き ICT の活用を拡充するよう環境整備を進め、障がいのある方への継続的な支援が可能となるよう取り組みます。 また、実際の相談支援事業でも ICT を活用した支援が行われており、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後も ICT を活用した支援の需要はさらに高まるものと考えています。相談支援事業を始め様々な障がい福祉サービスにおける ICT を活用した支援の可能性、体制等の整備について、国に働きかけるよう福祉局に要望します。
港区役所保健福祉課

要望 8

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域生活支援の仕組みを検討してください

理由

近年、高齢の親が障がいのある子供の暮らしを支えないといけない 8050 問題に悩むご相談が少なくありません。やむを得ず、親が入院する必要があるときに、障がいのある子供の暮らしを誰が支えるのか、その先の親亡き後の問題も含めて困難に直面する相談が後を絶ちません。特に障がいの重い人は、グループホームや施設への入所もほとんど期待できず、いつも不安を感じられています。基本的には、障がいの有無、障がいの状態などに関わらず、暮らし慣れた場所での暮らしが続けられることが、誰にとっても安心につながるはずです。そのためには、大阪市では面的に整理することになっている地域生活支援拠点が十分に機能し、地域での暮らしが安心してできること、必要に応じて、地域の社会資源や、福祉サービスが柔軟に利用できることなどがが必要です。まず区域ごとで、さらに市域全体で障がい福祉サービスの事業所やその他の資源が必要に応じて、協力、連携できる体制が必要です。そのためには、自立支援協議会などを通じて、各事業所機関等が必要に応じて連携ができる体制を構築するための、行政的な支援をお願いします。

昨年度、地域生活支援拠点の取り組みとして、「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」「障がい者緊急一時支援事業」などが整備されたとのことの説明がありましたが、これらの事業の利用実態や効果を検証し、さらに整備すべきことはないのかの検討も必要だと思います。それらが実際に行われているのであれば、その内容の公開と、行われていないのであれば、その機会を持つことが必要です。また、区域におけるネットワークづくりのための具体的な検討が進められるように協働を求めます。

また、福祉サービスの利用経験が少ない方が、生活状況の変化に伴い、サービス利用が必要になる状況では、福祉サービスの利用に対する情報や支援が不足しています。このような方が、必要な時に、必要なサービスを適切に利用できるように、気軽に相談することのできる、相談支援の仕組みが必要です。併せて、在宅の障がい者が、家庭状況の変化に伴い、生活の場や方法の変化を余儀なくされる場面において、安心して、自分に合った生活の仕方を探すために、グループホームの体験利用や、1 人暮らしの体験など、様々な体験の機会を持つことができるよう、柔軟に制度が利用できるような運用が必要です。そのためにも、地域移行支援や地域定着支援などでの支援の可能性の検討と、好事例等の共有に努めてください。

回答

近年、「8050 問題」に象徴される介護者の高齢化等に伴う相談件数が増加し、相談の内容も複雑多様化しています。親が障がいのある方を介護しているケースでは、福祉サービスを受けていない方も多く、介護者から介護が難しくなってきたとの相談があった時には、既に介護の課題が切迫している状態も想定されます。その様な場合に、本人のニーズを把握し早期に適切な障がい福祉サービスの利用へ繋げることが難しい状況にあります。障がいの程度や有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、地域生活支援拠点の整備・機能の充実が重要だと考えています。

そのためには、親元からの自立等にあたり 1 人暮らしの体験の機会・場の提供や新た

な相談支援の仕組みなどの拡充を図るとともに、既に整備されている「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」及び「障がい者緊急一時保護事業」などを検証し充実させていく必要があります。地域生活支援拠点の着実な整備と市全域で障がい福祉サービス等の社会資源が連携を図れる仕組みを構築するよう福祉局に対して要望します。

港区役所保健福祉課